

7. その他

(1) 公害苦情処理の状況

平成24年度に受理した苦情は10件でした。

過去5年間の苦情件数は、約20件前後で推移しています。各年度とも悪臭に関する苦情が多くを占めており、以下、虫の発生が主なものとなっています。

(表3-16、表3-17、図3-6)

表3-16 苦情処理件数の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
大気汚染			2	4	
水質汚濁			1	1	1
騒音	3	3	3		1
振動					
悪臭	12	10	4	2	4
不法投棄	2	1	2	2	
その他		4	4	8	4
合計	17	18	16	17	10

図3-6 苦情処理件数の推移

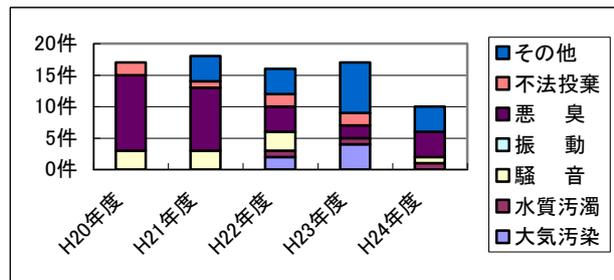


表3-17 苦情処理一覧

番号	苦情受理年月日	公害種類(主)	公害種類(副)	発生原因(原因者)	発生場所	申立者	申立内容	処理の内容
1	H24.5.15	その他		一般住宅	港町	付近住民	空家の敷地内にある立木に蛾の幼虫が発生している。	所有者に連絡。立木を伐採して解決。
2	H24.5.24	悪臭		不明	瀬越町	付近住民	排水口付近で悪臭がする。	現地確認時に臭いは薄れていた。排水路をたどったが、原因を判明することはできなかった。
3	H24.6.5	悪臭		一般住宅	大町	付近住民	近所の住宅の便槽から、し尿が溢れていて臭い。	原因者にし尿の汲取りと消毒を指導。
4	H24.6.15	その他		一般住宅	本町	付近住民	歩道上に延びている木の枝に、大量の蛾の幼虫が発生している。	所有者に連絡。立木を伐採して解決。
5	H24.6.18	その他		一般住宅	住之江町	付近住民	近所の敷地内にある立木に、蛾の幼虫が発生している。	原因者に苦情内容を連絡、駆除の方法を指導した。
6	H24.6.25	その他		一般住宅	花園町	付近住民	家庭雑排水があふれ出て道路側溝に流出している。	原因者に、排水管の清掃を指導した。
7	H24.6.25	水質汚濁		不明	瀬越町	付近住民	排水口付近の海水が、泥のようなもので汚れている。	排水路をたどったが、原因を判明することはできなかった。
8	H24.7.5	悪臭		不明	末広町	付近住民	ゴムを焼いたような臭いがするので確認してほしい。	現場到着時には、かすかに臭う程度付近を確認したが、発生源は分からなかった。
9	H24.9.20	騒音	振動	一般住宅	五十嵐町	付近住民	建物解体工事で基礎を壊しているため、騒音と振動がある。	苦情が来ていることを工事関係者に連絡。当日で工事が終了するとのことだったが、年末明けに作業するよう指導。
10	H24.11.14	悪臭		事業所	末広町	付近住民	ペットを火葬する車からの臭いで困っている	原因者に連絡し、火葬する際の場所に配慮するよう指導した。

(2) カラス・ハチに係る苦情処理の状況

平成24年度に受理した苦情は、カラスとハチを併せて91件ありました。

カラスについては、前年度より13件減の30件、ハチについては、19件減となる61件で、ここ数年間では最も多い件数となった昨年より32件減少しました。

ハチの苦情では、スズメバチによるものが半数以上を占めており、その他、アシナガバチやアブによる苦情寄せられました。

時期的に見ると、カラスは4～6月頃、ハチは7～9月頃にかけて集中しました。

(表3-18、図3-7)



▲スズメバチ駆除の様子

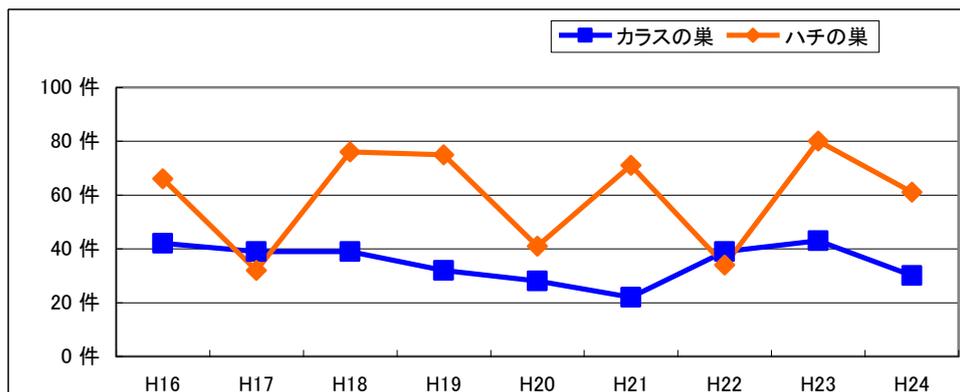
が 寄

表3-18 カラス・ハチに係る苦情処理実績

(単位：件)

項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
カラス苦情件数		28	22	39	43	30
ハチの巣苦情件数		41	71	34	80	61

図3-7 カラス・ハチに係る苦情処理実績の推移



(3) 犬の登録状況等

留萌市の犬の登録頭数は年々減少しています。

平成24年度は前年度比の約2.5%減となっており、ここ10年間で200頭以上減少しました。

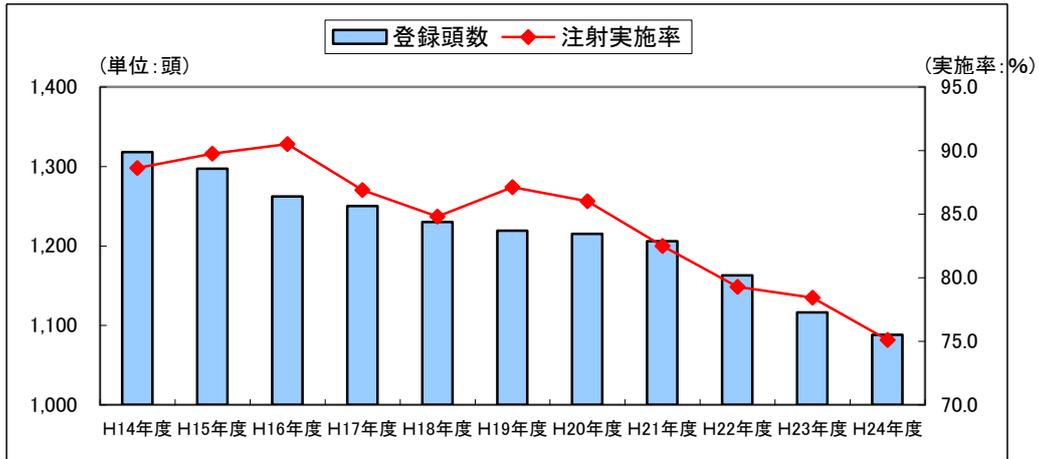
狂犬病予防注射の実施数についても、年々減少傾向にありますが、実施率は約75%で、留萌管内全体の実施率では道内でトップクラスを毎年維持しており、全国平均(平成23年度…72.8%)を上回る高い実施率となっています。(表3-19、図3-8)

表3-19 犬の登録数の推移

(単位：頭)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録頭数	1,215	1,206	1,163	1,116	1,088
狂犬病予防注射実施数	1,045	995	922	875	817
狂犬病予防注射実施率	86.0%	82.5%	79.3%	78.4%	75.1%

図 3-8 犬の登録頭数・狂犬病予防注射実施率の推移



犬による苦情件数については、例年 30 件程度で推移していましたが、放し飼いによる苦情が大きく減少しており、平成 24 年度は 4 件となっています。

最近の苦情では、鳴き声、散歩時のフンの後始末によるものであり、市では、定期的にパトロール巡回により、フンの持ち帰りや放し飼い防止等の指導を行っています。

(表 3-20)

表 3-20 畜犬苦情の推移

(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
鳴声	0	0	0	0	2
放し飼い	14	3	5	0	1
田畑、庭園荒し	0	0	0	0	0
家畜の被害	0	0	1	0	0
脱ふん	3	11	2	1	1
不要犬収容依頼	0	0	0	0	0
けい留方法不適	0	0	0	0	0
捨て犬	0	0	2	0	0
その他	2	2	2	3	2
合計	19	16	12	4	6

(各年度末現在)

(4) 空き地の状況

毎年、夏の時期になると、草木が繁茂している空き地が見られます。
草木が繁茂すると、害虫の発生やごみのポイ捨ての原因となり、地域の環境衛生を悪くします。



市では、土地の所有者に空き地の適正管理をしていただくために、草木の繁茂期に、月1回程度、市街地の空き地の状況を確認し、草刈りがされていない等の不適正な箇所には適正管理してもらうよう、文書にて指導しています。

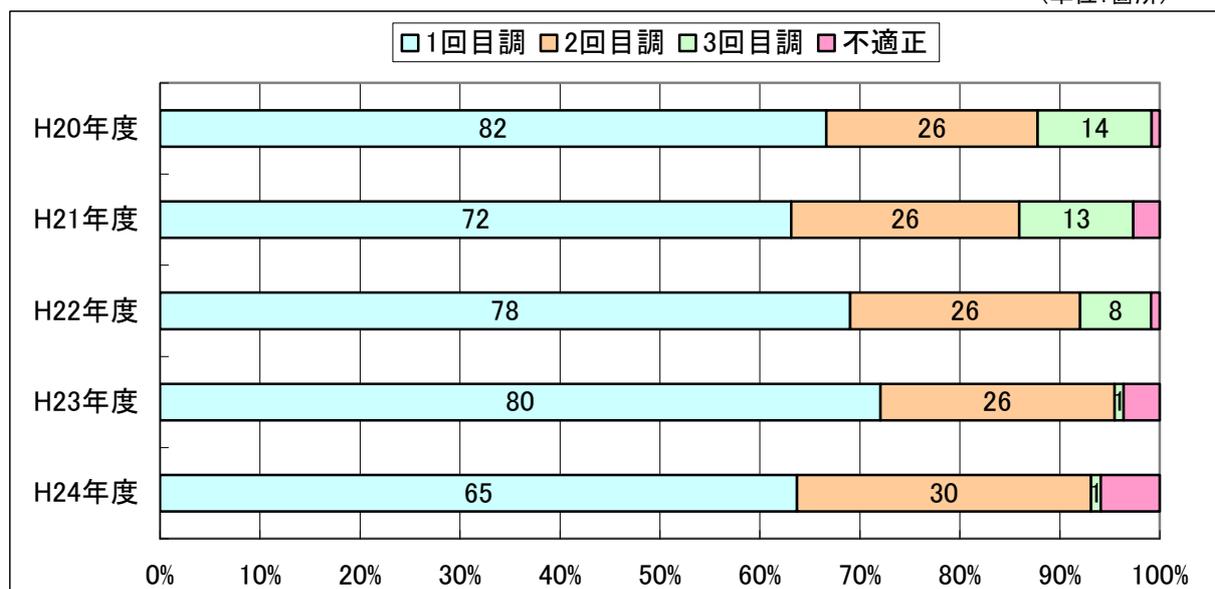
ここ数年の調査では、1回目調査時は全体の6割前後、2回目の調査時には9割前後まで改善され、ほぼ全ての空き地にて適正管理が行われるようになりました。(表3-21、図3-9)

表3-21 空き地管理状況

年度	調査日	調査対象	不適正数	不適正率	改善率
平成20年度	H20.6.26	123	41	33.3%	66.7%
	H20.8.4	41	15	12.2%	87.8%
	H20.8.28	15	1	0.8%	99.2%
平成21年度	H21.6.26	114	42	36.8%	63.2%
	H21.8.6	42	16	14.0%	86.0%
	H21.9.10	16	3	2.6%	97.4%
平成22年度	H22.6.30	113	35	31.0%	69.0%
	H22.8.18	35	9	8.0%	92.0%
	H22.9.17	9	1	0.9%	99.1%
平成23年度	H23.6.29	111	31	27.9%	72.1%
	H23.8.3	31	5	4.5%	95.5%
	H23.9.13	5	4	3.6%	96.4%
平成24年度	H24.6.28	101	36	35.6%	64.4%
	H24.8.6	36	6	5.9%	94.1%
	H24.9.25	7	6	5.9%	94.1%

図3-9 空き地の適正管理割合の推移

(単位:箇所)



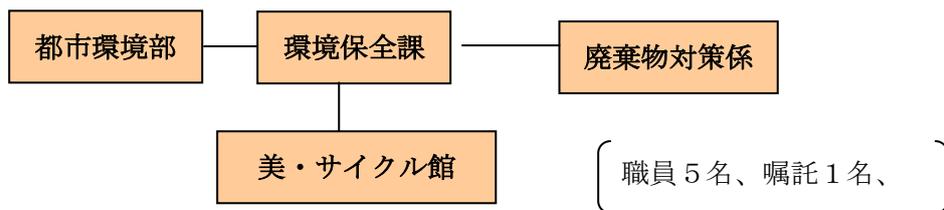
第4章 廃棄物処理行政の概要

1. 廃棄物行政機構

表4-1 留萌市の廃棄物担当部局機構の変遷

年	月	機 構
昭和	55. 5	民生部－厚生課－環境衛生係
	59.	民生部－生活環境課－清掃業務係
平成	2. 4	民生部－生活環境課－清掃事業係
	9. 4	市民部－生活環境課－清掃リサイクル係
	10. 4	市民部－リサイクル課－管理係 施設係 リサイクル指導係
	15. 4	市民部－生活環境課－美・サイクル館－管理係 リサイクル指導係
	16. 4	生活福祉部－生活環境課－美・サイクル館－管理係 リサイクル指導係
	19. 4	市民生活部－生活環境課－美・サイクル館－管理係 リサイクル指導係
	20. 4	市民生活部－生活環境課－美・サイクル館－管理係
	24. 4	都市環境部－環境保全課－美・サイクル館－管理係
	25. 4	都市環境部－環境保全課－廃棄物対策係

図4-1 廃棄物担当部局機構図（平成25年4月1日現在）



2. ごみ処理量実績

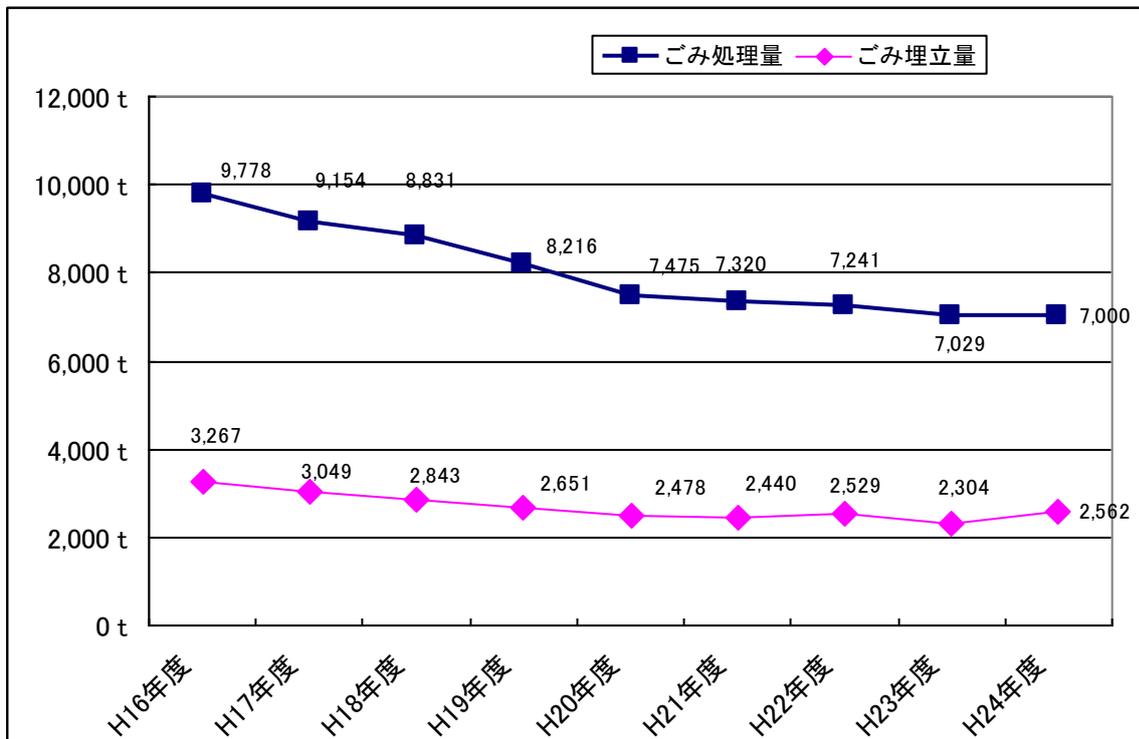
過去5年間のごみ処理量実績及び綿製品回収量実績は次(表4-2)、(図4-2)のとおりとなっています。

表4-2 ごみ処理量実績、綿製品回収量実績

(単位：トン)

年度別	生ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	硬質プラごみ	資源ごみ	粗大ごみ	危険ごみ	合計	埋立量	綿製品回収量	
平成20年度	収集量	1,222	1,231	1,405	10	1,156	74	7	5,105	2,478	4,580.5 (kg)
	直搬量	1,035	522	537	0	153	115	8	2,370		
	合計	2,257	1,753	1,942	10	1,309	189	15	7,475		
平成21年度	収集量	1,162	1,222	1,455	7	1,100	82	6	5,034	2,440	3,101.7 (kg)
	直搬量	977	508	553	1	117	124	6	2,286		
	合計	2,139	1,730	2,008	8	1,217	206	12	7,320		
平成22年度	収集量	1,105	1,272	1,471	8	1,085	83	6	5,030	2,529	2,756.2 (kg)
	直搬量	918	460	584	1	107	133	8	2,211		
	合計	2,023	1,732	2,055	9	1,192	216	14	7,241		
平成23年度	収集量	1,041	1,128	1,390	8	1,053	81	6	4,707	2,304	2,979.0 (kg)
	直搬量	887	562	644	0	96	127	6	2,322		
	合計	1,928	1,690	2,034	8	1,149	208	12	7,029		
平成24年度	収集量	1,091	1,175	1,492	9	1,043	89	6	4,905	2,562	2,598.0 (kg)
	直搬量	862	308	683	0	93	146	3	2,095		
	合計	1,953	1,483	2,175	9	1,136	235	9	7,000		

図4-2 ごみ処理量・埋立量実績推移



3. 収集人口、世帯、収集量

過去5年間の収集人口、世帯、収集量は次（表4-3）のとおりとなっています。

市民1人1日のごみ排出量は、平成23年度791グラム、うち家庭系では530グラムとなっており、前年度と比較してわずかに減少しています。平成18年度施行の環境基本計画では、平成27年度までに家庭系+事業系で、900グラム、家庭系では600グラムを目標と設定しています。また、平成20年度からの「留萌市ごみ処理基本計画」では、環境基本計画における目標原単位に対して更に5%削減することを目標としていますが、いずれの数値もクリアしています。

表4-3 収集人口、世帯、収集量

項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収集人口(人)		25,817	25,316	24,882	24,339	23,979
収集世帯(戸)		12,598	12,481	12,377	12,193	12,193
ごみ処理量(t)		7,475	7,320	7,241	7,029	7,000
	人/年(kg)	290	289	291	289	292
	人/日(g)	793	792	797	791	800
うち家庭系ごみ(t)		5,105	5,034	5,030	4,707	4,905
	人/年(kg)	198	199	202	193	205
	人/日(g)	542	545	553	530	560

※収集人口は9月末現在の人数となっています。

資料：美・サイクル館

4. ごみリサイクル率

現在、資源物のリサイクル、生ごみの堆肥化、もやせるごみの固形燃料化により高いリサイクル率を維持しています。環境基本計画では27年度までに90%と目標設定していますが、状況の変化により「留萌市ごみ処理基本計画」ではリサイクル率67%を維持していくことを目標としています。24年度は63%と目標の数値を下回っています。

過去5年間のごみリサイクル率は次（表4-4）のとおりです。

表4-4 リサイクル率

(単位：%)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
リサイクル率	67	67	65	67	63

5. 廃食用油回収量及び石けん製造量等

過去5年間の廃食用油回収量及び石けん製造量等は次（表4-5）のとおりとなっています。

また、平成20年度より、ほとんどの廃食用油がBDF製造用に利用されています。

表4-5 廃食用油回収量及び石けん製造量

(単位：kg)

項目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
廃食用油回収量		12,736	13,759	12,688	11,181	11,706
石けん製造量		2,610	2,380	848	2,430	820
BDF製造用への利用量		10,126	11,379	11,840	8,751	10,886

6. 町内会清掃実績

過去5年間の町内会清掃実績は次（表4-6）のとおりとなっています。

毎年約4千人の方が清掃活動に取り組んでおり、町内会による清掃活動が定着している様子がうかがえます。

表4-6 町内会清掃実績

年度	時期	参加団体数	参加人員	回収ごみ量(kg)	ごみ袋(個)
H20	春	84	3,378	6,600	2,071
	秋	23	980	900	426
	合計	107	4,358	7,500	2,497
H21	春	80	3,065	5,790	2,129
	秋	19	951	670	315
	合計	99	4,016	6,460	2,444
H22	春	73	2,865	6,940	2,450
	秋	25	1,117	1,230	460
	合計	98	3,982	8,170	2,910
H23	春	77	3,039	6,530	2,258
	秋	24	1,097	750	377
	合計	101	4,136	7,280	2,635
H24	春	76	3,191	3,267	3,191
	秋	27	901	1,050	741
	合計	103	4,092	4,317	3,932

資料編

1. 用語解説

- 環境基準

「環境基本法」第16条において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義され環境基準は行政上の目標基準となっています。

○ **BOD (Biochemical Oxygen Demand)**

生物化学的酸素要求量のこと、微生物が水中の有機物(汚濁物質)を分解するときに消費する酸素量を表します。水質の汚濁度を測る最も一般的な指標で、数値が大きいほど汚濁度が高いことを示します。

○ **COD (Chemical Oxygen Demand)**

化学的酸素要求量のこと、酸化剤を使用して水中の有機物を分解するのに必要な酸素量を表しています。海域・湖沼の汚染度を示す代表的な指標です。

○ **DO (Dissolved Oxygen)**

水中に溶け込んでいる酸素(溶存酸素)量のこと、この数値が大きいほど水質が良好であることを示します。通常同一の水のBODとDOは数値の大小が逆の相違関係にあります。

○ **SS (Suspended Solid)**

水に濁りを生じさせる不溶性の浮遊物質のこと、これが高濃度であると、魚のエラが詰まって窒息を起したり、水中植物の光合成を妨げて死滅させたりします。

○ **大腸菌群数**

大腸菌群は、一般的に人畜の腸内に生息する細菌(糞便1g中に10~100億が存在)で、この量を測定することにより、水がし尿で汚染されているかどうかの指標になります。

なお、本来の大腸菌とは別に、し尿とは無縁の若干の菌も含まれることがあります。

○ **MPN/100ml (最確数 Most Probable Number)**

Most Probable Numberの頭文字をとり、大腸菌群数を最確数法で分析したことを表わす単位です。最確数法とは、無希釈の検水を10ml、1ml、0.1mlずつ接種した検体から対数表を用いて試料100ml当たりの最確数を示し、試料の微生物数を推定する定量方法であり、現在最も一般的に使用されている分析方法です。

○ **pH (Potential of Hydrogen)**

水素イオン濃度。溶液1ℓ中に含まれる水素イオンを表し、pH7が中性。7を超えるとアルカリ性で7未満は酸性を表します。河川では、pH6~8の間にあることが望ましいと言われています。

○ **酸性雨 (Acid rain)**

硫酸や硝酸を含んだ強い酸性の雨が降る現象です。通常の雨は、大気中の二酸化炭素により、若干の酸性(pH5.6程度)を示します。これより酸性の強い雨が酸性雨とよばれる。酸性雨の被害には、森林や農作物の枯死、湖沼の酸性化と魚類の死滅、石造建築物の溶解、地下水の酸性化などがあります。

○ **全シアン**

シアン化水素は蛍光染料の原料などとして使用され、シアン化ナトリウムは顔料の原料、メッキ、医薬品等に使用されています。長期摂取により甲状腺及び特に神経系の疾患が知られています。

○ **総水銀**

乾電池、蛍光灯、体温計、歯科用アマルガム(合金)など幅広い用途を持っています。主に腎臓に蓄積し腎障害を起こします。

○ **鉛**

鉛管、鉛板、蓄電池、電線皮膜、ハンダ、活字など幅広く使用されています。脳炎、腎障害、筋肉の弛緩、胃腸症状・末梢神経症などの慢性中毒症状の原因となります。

○ **六価クロム**

化合物がクロムメッキ、顔料、マッチ、花火、医薬品等に使用されています。摂取により全身障害としての腎・肝、増血系、中枢神経系の障害が見られます。

○ **カドミウム**

電池、合金、メッキ、顔料、塩化ビニールの安定剤等に使用されます。骨軟化症を主体とするイタイイタイ病の原因とされています。

○ **ひ素**

半導体の材料、農薬、殺鼠剤、漁網、木材の防腐剤、医薬品原料として用いられています。慢性毒性として、色素沈着、黒皮症、慢性結膜炎、肝機能障害など多数があります。多量の摂取により昏睡の後死亡してしまいます。

○ **アルキル水銀**

有機水銀の一種、アルキル基(メチル基、エチル基、プロピル基等)が水銀に結合した化合物で、中でもメチル水銀は水俣病の原因とされています。

○ **PCB (ポリ塩化ビフェニール)**

安定性・絶縁性・電気特性等に優れており、電線や樹皮などの可塑剤として使用されてきました。残留性有機汚染物質(POPs)と呼ばれる有機化学物質の代表的な化学物質であり、分解されにくく、長く環境中に残留します。毒性として発がん性、学習障害、神経行動障害などの増加を引き起こすとされています。

○ **1-1-1 トリクロロエタン**

油脂やごみを取り除く洗浄力が強く、半導体や精密加工部品の洗浄剤やドライクリーニング液が主な用途です。特定フロンと同様にオゾン層を破壊する作用のあることが知られています。

○ **テトラクロロエチレン**

ドライクリーニング洗浄剤、金属表面の脱脂洗浄剤、生ゴム、染料、油脂、ピッチなどの溶剤、殺虫剤等に使用されています。短期間の摂取で嘔吐、腹痛、一時的な意識不明を引き起こす慢性毒性があります。マウスの実験では肝細胞ガンの発生が認められています。

○ **トリクロロエチレン**

ドライクリーニング洗浄剤、金属機械部品などの脱脂洗浄剤、生ゴム、染料、油脂、ピッチなどの溶剤、殺虫剤等に使用されています。短期間の摂取で嘔吐、腹痛、一時的な意識不明を引き起こす慢性毒性があります。マウスの実験では肝細胞ガンの発生が認められています。

○ **トリメチルアミン**

アンモニア中の水素原子を炭化水素基でおきかえて得られる化合物のひとつで、天然に広く存在しています。刺激性の魚類臭をもつ無色の気体で塩基性が強く、動物物質が分解するときに生じます。また、塩ニシンの汁に多量に含まれます。悪臭防止法による指定物質のひとつで、発生源は畜産農業、複合肥料製造業、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業などが考えられます。

○ **ダイオキシン類**

人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのある極めて毒性の高い有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナ・ポリ塩化ビフェニール（コプラナPCB）の総称です。

○ **ジベンゾフラン**

分子の構造上、極めてダイオキシンに近く、ダイオキシン類に含まれます。

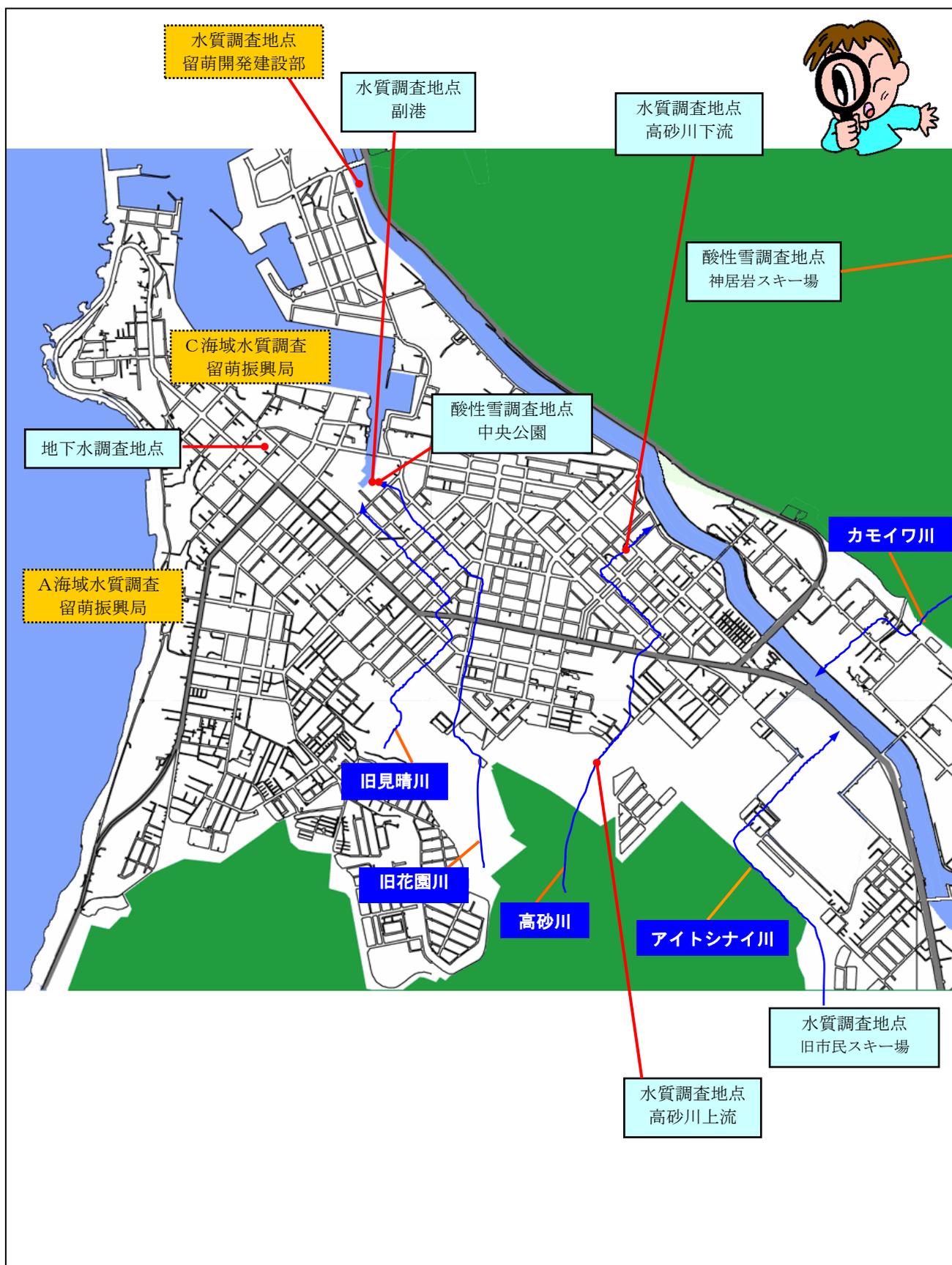
○ **コプラナPCBs**

PCBの一種で、その中でも極めて毒性が強く、発がん性、催奇形成などダイオキシンに迫る毒性があると考えられています。WHOの規準ではダイオキシン類の一部として認定されており、環境省でもダイオキシンに準ずる規制対象としています。

○ **有機リン化合物**

水中に含まれるリン化合物の総量をいい、リン量で表し全リンともいいます。あらゆる動植物に含まれており、し尿、肥料、農薬、合成洗剤などにも含まれているため、水中のリン化合物の増加は生活廃水、工業排水、農業用水などの混入に由来する 경우가多く、リン化合物の増加は湖沼・海域の富栄養化を促進する一因とされています。

2. 平成24年度環境調査測定地点図



3. 留萌市環境基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚染（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ相互に連携・協力して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本とし、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題としてとらえ、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に当たって、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 市民と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を保全すること。

- (3) 自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史的文化的環境の形成に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、留萌市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境に関する報告)

第9条 市長は、毎年、環境の現況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、公表しなければならない。

(留萌の街をきれいにする週間)

第10条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に活動を行う意欲を高めるため、留萌の街をきれいにする週間を設ける。

- 2 留萌の街をきれいにする週間は、次に掲げる期間とする。
- (1) 5月24日から5月30日まで
- (2) 9月24日から10月1日まで
- 3 市は、留萌の街をきれいにする週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(市の事業に係る環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策について、それを実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるよう十分配慮するものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減に資する施設整備その他の環境の保全及び創造を図る措置をとることを助長するため、必要があるときは適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第15条 市は、公共下水道及び廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するよう努めるものとする。

- 2 市は、公園及び緑地等の公共的施設の整備並びに親水性の高い水辺空間その他快適な環境の維持及び創造にかかわる事業を推進するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の促進)

第16条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育及び学習」という。）の推進に努めるものとする。

- 2 前項の場合において、市は、特に将来を担う世代について、積極的に環境教育及び学習を推進するよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進を図るため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の意見の反映と参加)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の意見の反映並びに参加の機会の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境調査の実施及び監視等の体制整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため環境に関する状況の調査研究を行うとともに、必要な監視、測定等の体制整備に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第21条 市は、野生生物の保護及び森林、水辺等の多様な自然環境の保全が図られるよう努めるものとする。

(環境の保全と調和した農業及び漁業の促進)

第22条 市は、環境への負荷の低減と安全な食料の生産を図るため、肥料及び農薬の適正な使用並びに水質の保全に配慮し、環境の保全と調和した農業及び漁業が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、農業及び漁業から生ずる廃棄物が適正に処理され、並びに循環的に利用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止)

第23条 市は、市民の健康及び生活環境の保全が図られるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市環境の形成)

第24条 市は、歴史的文化的環境の形成、緑化及び美化の推進並びに水辺の整備等により潤いと安らぎのある快適な都市空間の形成に努めるものとする。

(環境美化の推進)

第25条 市は、環境美化の推進及びその意識の高揚を図るため、空き缶や飼犬の糞等のごみの散乱を防止し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(快適な冬の生活環境の保全及び創造)

第26条 市は、本市の気候風土において、快適な冬の生活環境を保全し、及び創造するため、暖房用エネルギーの消費の抑制を図るとともに環境への負荷の少ない総合的な雪対策に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第27条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の促進)

第28条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の整備及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(地球の温暖化の防止等に関する施策の推進)

第29条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携・協力)

第30条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進を図るため広域的な組織を必要とする施策の実施に当たっては、国、北海道及び他の地方公共団体並びに関係機関と連携・協力し、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第31条 市は、その機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第32条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(留萌市環境審議会)

第33条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、留萌市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する事項
- (2) 環境基本計画に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要と認める事項を建議することができる。

4 審議会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

7 審議会の専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

4. 環境行政の歩み

昭和42.	8	「公害対策基本法」の制定
43.	6	「大気汚染防止法」、及び「騒音規制法」の制定
44.	2	硫黄酸化物に係る環境基準を設定
	10	「北海道公害防止条例」の制定
45.	2	一酸化炭素に係る環境基準を設定
	12	「留萌市公害対策審議会条例」公布及び施行
		公害関係14条（成立及び改正）、及び「水質汚濁防止法」の制定
46.	3	留萌市公害対策審議会発足
46.	5	騒音に係る環境基準を設定
	6	「悪臭防止法」の制定
47.	1	浮遊粒子状物質に係る環境基準を設定
	4	留萌川水質環境基準の類型指定を受ける
		騒音規制法の規制地域指定を受ける
		留萌川健康項目、生活環境項目水質調査開始（留萌開発建設部）
	7	北海道知事より留萌市民に公害監視委員を委嘱
48.	5	大気汚染に係る環境基準を設定
	6	第1回環境週間行事実施
	8	留萌海域（内港等）重金属等調査開始
	10	「公害健康被害補償法」の制定
	11	硫黄酸化物測定開始（留萌保健所）
49.	3	浮遊粒子物質測定開始
	4	騒音に係る環境基準の規制地域指定を受ける
	5	留萌海域水質環境基準の類型指定を受ける
	6	留萌海域生活環境項目水質調査開始（稚内水産試験場）
	9	水質に係る環境基準（健康項目のうちアルキル水銀の基準）改正
50.	1	「留萌市公害及び生活環境関連事務処理方針」の制定
	2	水質に係る環境基準（健康項目にPCBを加える）改正
	6	市内幹線道路に面する地域の環境騒音調査開始
	12	大気汚染防止法に係る窒素酸化物の第2次規制施行
51.	4	留萌海域（三泊、塩見町前浜）水質調査開始
	5	留萌川水質調査開始
	9	「悪臭防止法施行令」の一部改正（3物質追加）
52.	6	大気汚染防止法に係る窒素酸化物の第3次規制施行
		「大気汚染防止法」に係る塩化水素の排出基準の設置
53.	4	騒音規制法に基づく規制地域指定の一部改正
		振動規制法の規制地域指定を受ける
	7	大気汚染にかかわる環境基準（NO ₂ ）の改正
54.	8	大気汚染防止法に係る窒素酸化物の第4次規制施行

昭和	55.	4	悪臭防止法の規制地域指定を受ける
	56.	6	大気汚染防止法施行令の一部改正（NO _x の総量規制の導入）
		11	水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設の追加）
	57.	5	騒音、振動、悪臭の規制地域指定の一部改正 大気汚染防止法施行規則改正（ばいじん排出規制の改正）
		6	水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設の追加）
		7	大気汚染防止法施行令の一部改正（SO _x の測定法の改正）
		10	自動車騒音の大きさの許容限度を定めた告示の一部改正
		12	水質汚濁にかかわる環境基準についての一部改正（湖沼に窒素及びりん追加）
	58.	9	大気汚染防止法施行令の一部改正（NO _x の基準改正）
		10	自動車騒音の大きさの許容限度を定めた告示の一部改正
	59.	1	「北海道スパイクタイヤ使用自粛指導に関する実施要綱」の制定 （昭和59.4.1施行）
	60.	10	「留萌市あき地の環境保全に関する指導要綱」の施行
	63.	5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」の制定
平成	元.	2	「北海道環境管理計画」の策定
		4	悪臭防止法に基づく規制地域指定の一部改正
		10	「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」の制定
		11	ゴルフ場で使用される農薬による養殖魚等のへい死事故発生
	2.	3	「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」の制定
		6	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定
		11	「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」及び「北海道リゾート開発方針」の策定
	3.	3	「ゴルフ場における芝の病害虫・除草防除方針（暫定版）」の策定
		4	国内大手タイヤメーカーのスパイクタイヤ販売中止
		8	公害対策基本法に基づく「土壤汚染に関する環境基準」の設定
	4.	4	悪臭防止法に基づく規制地域指定の一部改正
	5.	3	水質汚濁に係る環境基準及び地下水の評価基準の改正並びに要監視項目の設定 「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針」の策定
		4	「トリクロエチレン及びテトラクロエチレンに係る大気環境指針（暫定値）」の制定 「環境アドバイザー」制度の創設
		8	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正
		11	「環境基本法」の制定（公害対策基本法の廃止）
		12	「アジェンダ21行動計画」の策定 「生活関連公害防止に関する騒音、振動、水質、悪臭、大気調査測定方法における実施要領」の策定
	6.	2	「土壤の汚染に係る環境基準」の一部改正
		3	「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」の一部改正 「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の制定 「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の制定

- 平成 6. 3 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づく指定地域となる
(H6. 4. 15より)
- . 4 環境基本法に基づき「留萌市環境審議会」を設置(留萌市公害対策審議会の廃止)
- . 7 「北海道における高度技術の利用に伴う化学物質等の管理に関する環境指針」の策定
- . 12 「環境基本法」に基づく「環境基本計画」を閣議決定
8. 3 「北海道環境配慮指針(オフィス編)」の策定
- . 4 「北海道地球環境保全行動指針(アジェンダ21北海道)」の策定
- . 5 「大気汚染防止法」の一部改正
- . 10 「北海道環境基本条例」の制定
北海道環境基本条例の制定に伴う「北海道公害防止条例」及び「北海道自然環境等保全条例」の一部改正
- . 12 「北海道環境配慮指針(公共事業編)」の策定
9. 4 北海道環境基本条例に基づき「環境保全推進委員」(300名)を設置(公害監視委員の廃止)
- . 6 「環境影響評価法」の制定
10. 3 「北海道環境基本計画」の策定
- . 10 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定
「北海道環境影響評価条例」の制定
11. 6 北海道の内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針
- . 7 「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の制定
12. 5 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の公布
- . 6 「北海道地球温暖化防止計画」の策定
「循環型社会形成推進基本法」の制定
13. 3 「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」の制定
- . 4 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の施行
「北海道地球温暖化防止活動推進委員」制度の創設
- . 8 「北海道グリーン購入基本方針」の策定
14. 5 「土壌汚染対策法」の制定
15. 1 「留萌市庁内環境率先行動計画」の策定
- . 3 「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の制定
「留萌市環境基本条例」の制定
- . 4 「留萌市の環境」発刊
- . 7 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定
16. 1 「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」の一部改正
17. 2 「京都議定書」発効
17. 8 地球温暖化防止国民運動
「チームマイナス6%」参加登録

- 18. 3 「留萌市環境基本計画」の制定
- 20. 3 「留萌市地球温暖化防止実行計画」の制定
- 20. 9 「留萌市におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」締結
- 20. 10 市内4事業者5店舗によるレジ袋無料配布中止
- 21. 1 留萌環境ネットワーク設立
- 22. 10 北海道公衆衛生大会の開催（留萌市では初の開催）
- 22. 10 廃材等を活用した「子ども達の玩具づくり」事業実施
- 23. 3 「第2期留萌市生活排水処理基本計画」の策定
- 24. 4 改正「騒音規制法」が施行
（自動車騒音常時監視業務が都道府県知事から市長に委譲される）
- 24. 7 原子力発電所の発電停止に伴い7%以上の節電が要請される
（24. 7～9及び24. 12～25. 3）
- 25. 1 京都議定書第2約束期間開始（日本は不参加）

5. 廃棄物行政の歩み

昭和	56.	9.	29	浜中町495番地を最終処分場用地として取得、造成
	57.	4.	1	最終処分場「留萌市ごみ処理場」供用開始 (管理施設、埋立処分地施設、浸出污水处理施設)
平成	3.	4.	1	留萌市ごみ処理場埋立地の拡張
	7.	11.	1	「留萌市一般廃棄物処理基本計画」策定
	8.	2.	15	「留萌市リサイクル関係団体ネットワーク会議」設置
	9.	3.	26	留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例制定 (「留萌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全部改正)
	9.	10.	1	全市内ごみ分別排出収集開始
	10.	4.	1	留萌市一般廃棄物処理施設「美サイクル館」供用開始
	11.	10.	24	第1回美サイクル館まつり開催
	12.	3.	30	留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例一部改正
	12.	9.	25	留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例一部改正
	12.	11.	1	留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例一部改正
	12.	12.	1	ごみ処理手数料有料化開始(清掃手数料の廃止)
	13.	3.	22	「留萌市ごみ排・収集・処理・利用方法等検討会」設置
	13.	3.	26	「留萌南部地区不法投棄防止連絡協議会」設置 留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例一部改正
	14.	4.	1	ごみの広域処理(一部受入れ)開始
	15.	6.	30	留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例一部改正
	16.	3.	24	留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例一部改正
	16.	4.	1	美サイクル館維持管理委託業者を2社から1社に統合
	16.	12.	29	留萌バイオマス処理センター塩見工場の管理運営に関する「環境保全協定書」締結
	17.	2.	4	留萌市バイオマスタウン構想(構想書)提出
	17.	2.	10	バイオマス・ニッポン総合戦略の第一回公表(留萌市外4町村)
	17.	10.	27	「留萌市バイオマス等未活用エネルギー事業調査検討委員会」設置
	18.	12.	26	留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例一部改正
	18.	12.	26	臭気対策のため留萌バイオマス処理センター塩見工場操業停止
	19.	4.	1	綿製品分別回収開始
	19.	4.	1	美サイクル館土曜日休館へ変更
	19.	9.	25	留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例一部改正
	19.	12.	1	ごみ処理手数料の見直し料金適用開始
	23.	12.	12	小型電子・電気機器回収事業試行
	25.	3.	29	市によるごみ収集終了(25.4.1留萌南部衛生組合による収集開始)

留萌市の環境

平成24年度版

平成25年9月発行

発行 留 萌 市

編集 都市環境部環境保全課環境保全係

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

TEL (0164) 42-1806 内線124、125

FAX (0164) 43-8778

URL <http://e-rumoi.jp>

Mail seikatukankyou@e-rumoi.jp
